

# 富士河口湖町

## 新型インフルエンザ等対策行動計画

# 目次

## 第Ⅰ部

### 市町村行動計画の構成

はじめに	4
Ⅰ 総論	
1 新型インフルエンザ等対策の基本方針	9
2 対策の基本項目	17
3 対策推進のための役割分担	20
Ⅱ 各論	
1 実施体制	26
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	30
3 まん延防止	31
4 ワクチン	34
5 保健	37
6 物資	39
7 住民の生活及び地域経済の安定の確保	41

## 第2部

### 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	42
第1節 準備期	43
第2節 初動期	44
第3節 対応期	45
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	47
第1節 準備期	48
第2節 初動期	50
第3節 対応期	53
第3章 まん延防止	57
第1節 準備期	58
第2節 初動期	58
第3節 対応期	59
第4章 ワクチン	60
第1節 準備期	61
第2節 初動期	70
第3節 対応期	76

第5章 保健	84
第1節 準備期	84
第2節 初動期	85
第3節 対応期	85
第6章 物資	87
第1節 準備期	87
第3節 対応期	88
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	89
第1節 準備期	89
第2節 初動期	91
第3節 対応期	91

## 第1部 市町村行動計画の構成

### はじめに

令和2年以降に国内で流行した新型コロナウイルス感染症への対応において、感染症対策の中心となる国・県はもとより、市町村、医療機関、高齢者及び障がい者施設、保育所等、学校等、消防機関、指定地方公共機関、その他の事業者、住民等すべての関係者は、行政が関与する特別な対応の中であって、それぞれが置かれた状況の中で多大な影響を被ることとなった。急速に社会にまん延する感染症による危機というものがどういうものかを、机上の空論ではなくまさに現実のものとして体験し、社会における日常生活の様式が一変したことは、記憶に新しいところである。

住民に必要な医療を届け、住民の生命・健康を守り抜くとともに、住民生活・社会経済活動への影響の低減と反転攻勢を図ることを目指して、英知を結集し様々な対策を実行してきたが、初期においては手探りの状態で対応が後手にまわることもあった。また、感染症による差別や偏見の歴史が繰り返されてしまった現実も直視しなければならない。

新型インフルエンザ等のような未知なる感染症への対策を事前に立てることとは、非常に難しい。実際に起きてみないと分からないことがあまりにも多いからである。しかしながら、先般の新型コロナによる感染症まん延の危機を乗

り越える過程で私たちは多くの教訓を得た。政府行動計画及び山梨県行動計画の全面改定を踏まえ、新型コロナを経験した町が平時に、そして感染症有事に何ができるのか、あるいは何をすべきなのかを、改めて整理する時期が来たところである。

この計画は、事前の想定のとおりにより事が運ばないのが有事であることを念頭に、感染症有事の事態において、どのように対処すべきか、その方策を明らかにするとともに、事態対処を適切に行うための事前の準備行動を併せて示すものであり、次の感染症有事において「役に立つ」ことを期するものである。

この行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、政府行動計画及び山梨県行動計画に基づき町長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。このような計画の位置付けにより、政府行動計画及び山梨県行動計画に合わせて、おおむね6年ごとに行動計画を見直すこととする。

なお、特措法に基づき定める行動計画の対象疾病は、同法が適用される新型インフルエンザ等とする。

Ⅰ 「新型インフルエンザ等感染症」

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新型コロナウイルス感染症

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 再興型コロナウイルス感染症

かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が

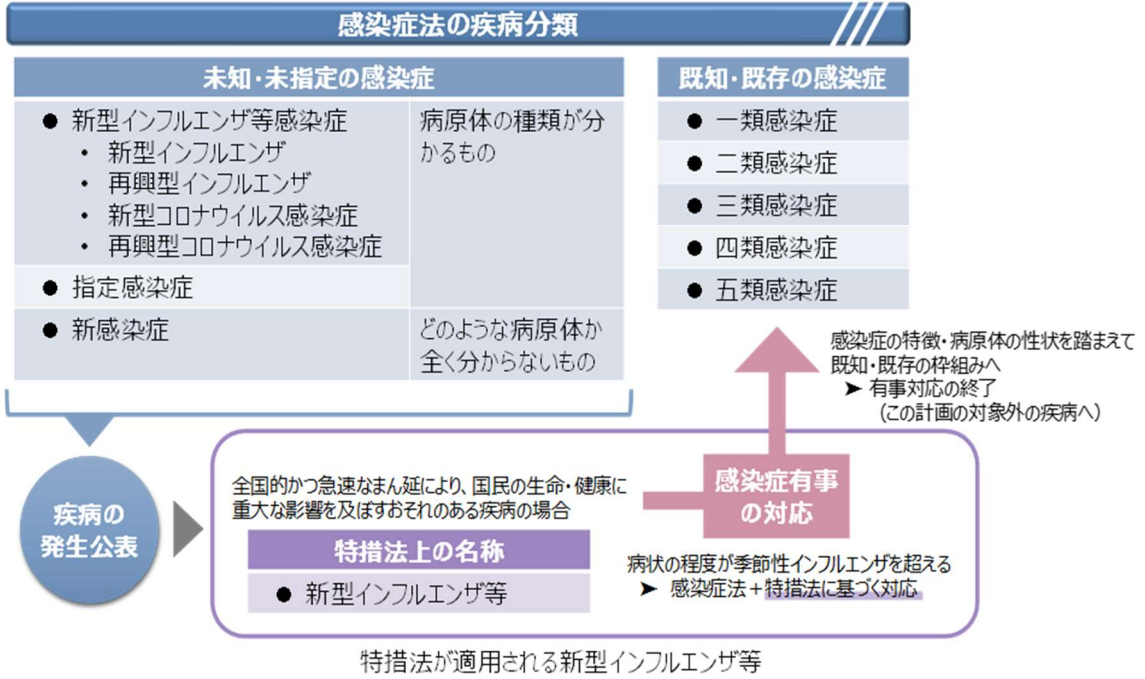
定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## 2 「指定感染症」

既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、政令で定めるものをいう。

## 3 「新感染症」

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。



# I 総論

## 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等は、発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くがかり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置いて対策を講じていく必要がある。

医療提供体制は、病床の確保数や発熱外来数などでみることができ、実際には人員の確保を含む組織力や院内感染対策の実行力などに大きく依存するものであり、使用可能なワクチンや治療薬の有無によっても左右される。感染の波のピークをできる限り遅らせ、波の高さを低くすることで、医療提供体制を強化する時間を確保することができる。一方で、感染症対応が長期化すればするほど、住民の生活や経済に与える影響は深刻なものとなる。加えて、感染の波が高く、確保された医療提供体制で対応できない事態も念頭に置く必要がある。

このようなことを踏まえ、町の新型インフルエンザ等への対策は、次の2つの目的で行うものとする。そのほか、町内に係る重要な新型インフルエンザ等対策について、町長が必要と認める事項について対策を行う。

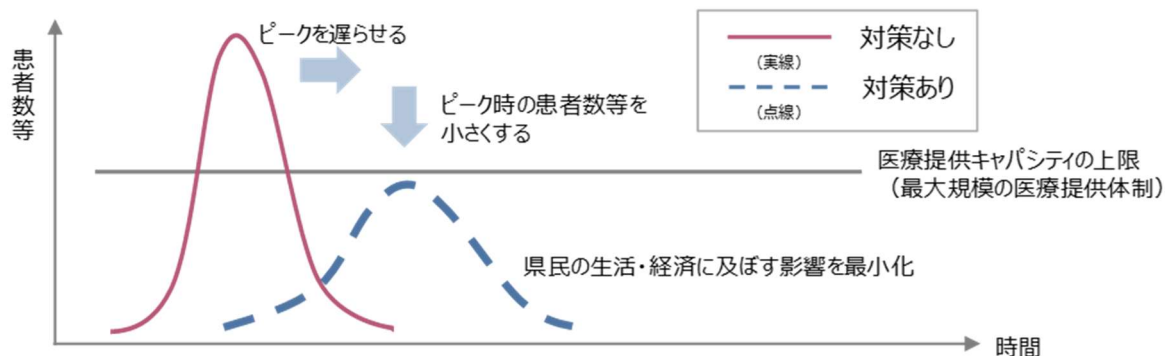
#### 目的1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命・健康を保護

- 流行のピークを遅らせ、医療やワクチン・治療薬による対応のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等を少なくすることで医療への負荷を軽減する。
- 重症者数や死亡者数を減らす。

#### 目的2 住民の生活・経済に及ぼす影響を最小化

- 感染拡大防止により、欠勤者等の数を減らす。
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにより、住民の生活・経済への影響を軽減する。
- 業務（事業）継続計画（BCP）により、住民の生活・経済の安定に寄与する事業を維持するよう努める。

## 対策の目的の概念図



新型インフルエンザ等への対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケットといった感染対策が基本である。感染症有事において医療のひっ迫や社会的混乱を回避するためには、住民や事業者が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や、体温計や一般用医薬品の常備、マスクや食料品・日用品といった物資の備蓄などの準備を平時から行うことが必要である。

その上で、新型インフルエンザ等による感染症有事の際には、外出の自粛若しくは、施設の使用制限の要請又は業務縮小による接触機会の抑制などの医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬・治療法を含めた医療対応とを組み合わせる総合的に実施するものとする。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者・住民が自発的に職場や家庭における感染予防に取り組むとともに、事業者においては継続する重要業務を絞り込む

ことなどについて積極的に検討することが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、様々な感染症に幅広く対応できる感染症有事のシナリオとして、対応時期を次のように定義する。以下、1から3までにおいて、時期区分の考え方及び想定シナリオを示す。

区分	対応時期の定義
1 準備期	新たな感染症危機の発生前の段階 (P)
2 初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 (A)
3 対応期	政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定・公示されて以降の段階 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)</li><li>○ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)</li><li>○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)</li><li>○ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)</li></ul>

## 【 1 準備期 】

### 【時期区分の考え方】

新型コロナの対応において、平時の準備不足が明らかになったことから、平時の重要性を認識するとともに、その取組を充実させる必要がある。このため、平時は、新型インフルエンザ等の感染症有事に備えて必要な取組を行う時期であることをより明確にするため、これを「準備期」として区分する。

### 【想定シナリオ】

この時期では、各種計画の策定・変更や、ワクチン接種体制の整備、衛生物資（感染防護具）の備蓄、感染症危機に対応可能な人材の養成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行うことを想定する。

## 【 2 初動期 】

### 【時期区分の考え方】

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が海外で発生して以降は、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生と国内発生の時期の違いで対応時期を区分する必然性に乏しい。また、感染経路を特定できるかどうかという、保健所のサーベイランスの部分を時期切替えの目安とすると、それぞれの分野

での対策の切替えのポイントと必ずしも一致しないことが新型コロナの経験で明らかとなった。

一方で、新型インフルエンザ等の発生公表や基本的対処方針の策定の前後で大きく対策が変わる。ここをターニングポイントとすることで対策の機動的な切替えが可能となる。このターニングポイントの前の時期では、病原体の性状が未知で情報が極めて少ない中であっても、機動的に対処しなければならない。よってこれを「初動期」として区分し、その期間は、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生したときから、基本的対処方針が策定・公示されるまでの期間とする。

#### 【想定シナリオ】

この時期では、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の知見を国内外から収集しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応することを想定する。

#### 【 3 対応期 】

#### 【時期区分の考え方】

初動期より後は、国が基本的対処方針により感染症危機へ対処するために必要な事項を示し、山梨県対策本部が本格稼働し、町が対策本部を設置する時期で

ある。これを「対応期」として区分する。

対応期は、前に示す感染症有事のシナリオの考え方をもとに、更に具体的に次の4つのシナリオを想定し、リスク評価などに合わせて対策を切り替えていくこととする。

- 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

#### 【想定シナリオ】

封じ込めを念頭に対応する時期 (B) では、患者の入院措置や、使用可能な医薬品等による治療、感染リスクのある者の外出自粛に加え、当該感染症の病原性に応じて、住民や地域住民に対する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした強度の高い対策を実行することを想定する。

なお、感染症の特徴、病原体の性状などの情報収集・分析により対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）では、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染の波を抑制するための措置等を検討することを想定する。

その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮するものとする。なお、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかない場合であっても、社会の状況を適確に把握し、状況に応じて柔軟かつ機動的に対処していくこととする。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを想定する。

なお、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

最終的には、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(D) を迎える。

## 2 対策の基本項目

### 1 実施体制

町の実施体制と実効性の確保に向けた訓練の実施・人材の養成、関係機関間の連携等について記載。

準備期から、国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保する。また、平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府、県、町対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断を行う。

### 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

情報提供の体制や方法、特にリスクコミュニケーションの手法を活用した発信、偏見・差別や偽・誤情報に関する対応等について記載。

感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、フェイクニュースや真偽不明の誤った情報等の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、住民等が適切に判断し行動できるようにする

ことが重要である。このため、平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施する。

### 3 まん延防止

まん延防止対策の実施体制や状況に応じた対策の内容等について記載。

医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、まん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。このため、医療のひっ迫時には、リスク評価に基づき総合的に判断し、必要に応じて、特措法に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を含め、強度の高い措置を講ずる。これらの対策の実施に係る参考指標等の整理を進めるとともに、状況の変化に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、住民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る。

### 4 ワクチン

予防接種の実施体制の整備について記載。

平時からワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、県及び町のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。有事には、迅速に接種を進めるための接種体制整備を行う。予防接種事務のデジタル化やリスクコミュニケーションを推進する。

## 5 保健

地域保健対策に関する体制の整備や実施について記載。

地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施するため、必要に応じて、町は県と連携した対応等を行う。また、感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、効率化・省力化等を行う。

## 6 物資

感染症対策物資等の備蓄及び活用等について記載。

感染症対策物資等が十分に確保できるよう、準備期から、需給状況の確認や備蓄の推進を行う。

## 7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

住民生活や社会経済活動の安定確保に向けた取組等について記載。

有事に生じ得る住民生活及び社会経済活動への影響を踏まえ、事業継続等のために事業者や住民等に必要な準備を行うよう準備期から働き掛ける。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとしたまん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や生活支援を要する者への支援等を行う。

### 3 対策推進のための役割分担

#### 【 国の役割 】

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### 【 県の役割 】

県は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の

際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクル（Plan・Do・Check・Action を繰り返す）に基づき改善を図る。

#### 【 町の役割 】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

#### 【 医療機関の役割 】

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都道府県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の

策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 【 指定（地方）公共機関の役割 】

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（特措法第2条第7号、第8号の規定によって指定されている、電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者。）

#### 【 登録事業者の役割 】

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び社会経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

【 一般の事業者の役割 】

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

【 町民の役割 】

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されて

いる対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

感染症を原因とした偏見・差別を生じさせないように努める。

#### 【 行政機関間の連携 】

町は、国が定める基本的対処方針に基づき、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策を地域の実情に応じて実施する。

町は、住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担うものである。こうした対応を円滑に行うためには、国、県、町の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。

更に、地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等を踏まえて新型コロナウイルス等への対応を行う必要があることから、感染症有事の際には、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても、訓練や会議などを通じて平時から積極的に取り組むこととする。町単独での対応が難しい平時の備えについては、市町村間の広域的な連携や、県及び国による支援等により取組を進めることとする。

また、町は、県が主催する訓練に参加し、行政機関間の連携体制を確認し、必要に応じて改善していくこととする。

## Ⅱ 各論

### Ⅰ 実施体制

感染症危機は国民の生命及び健康や住民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

国、県、市町村、医療機関等が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等が発生していない状態において、新型インフルエンザ等対策に総合的に対応するため、事前準備の進捗を確認し、関係部署等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合の各担当部署の役割を明確にするとともに、職員の出勤状況・健康状態の管理を一元化し、人員の配置が計画的に行える体制とする。

実効性を持った危機管理体制とするために、町対策本部を軸とした庁内における組織体制と情報の収集・集約、指示命令系統をあらかじめ整備する。

関係部署においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進め、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、行動計画で定めるところにより、直ちに、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に全庁一体となって推進し、住民の健康被害防止及び社会機能維持を図る。

本部長（町長）は、必要に応じ対策本部会議を招集するものとする。

発生時には医学・公衆衛生の学識経験者等の意見を適宜適切に聴取する。

町対策本部の主要事務及び体制は以下のとおりである。

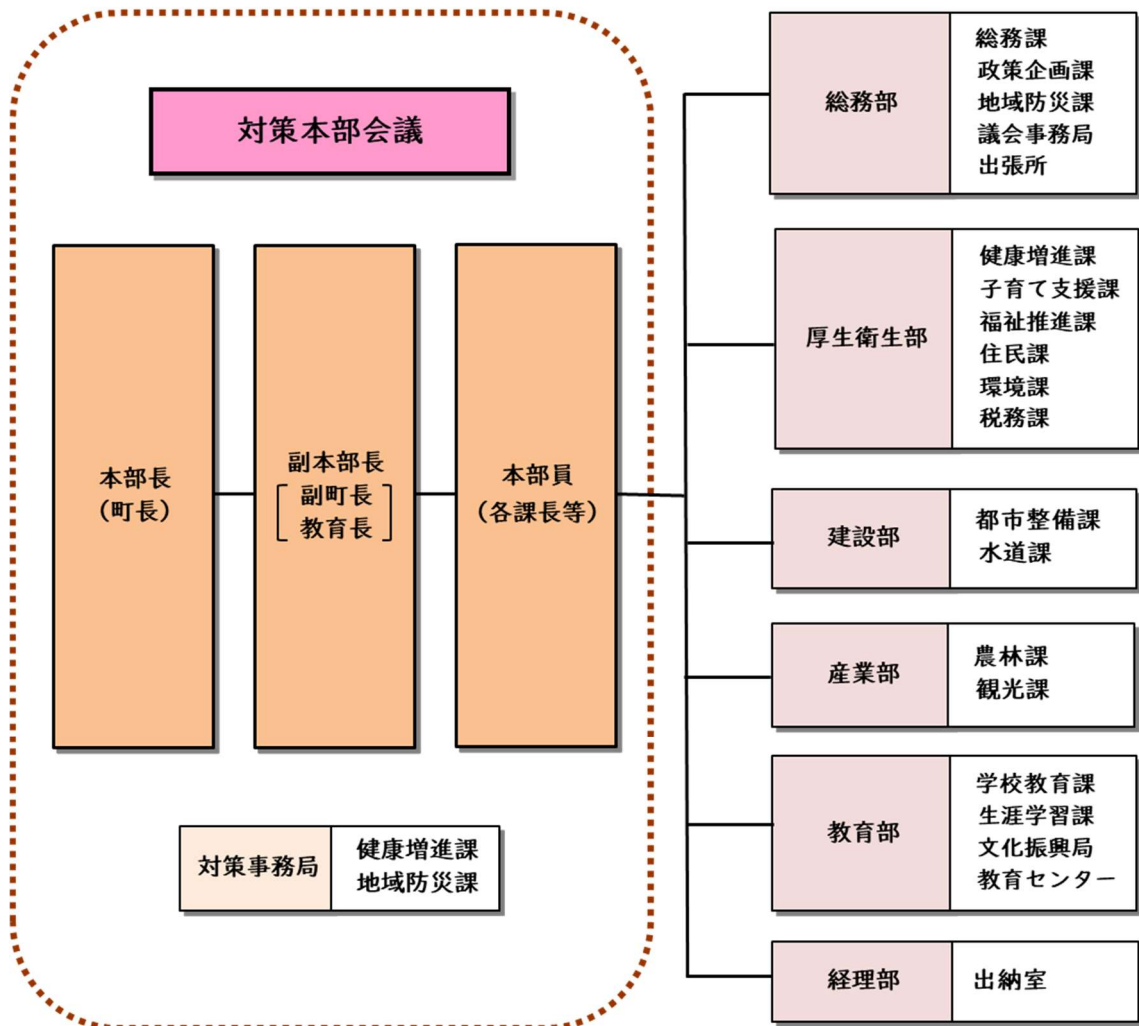
- 町の対応方針に関すること
- 社会機能の維持に関すること
- 広報及び相談体制に関すること
- 感染予防及びまん延防止に関すること
- 医療の提供体制の確保に関すること
- 予防接種の実施に関すること
- 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関すること

- 県、市町村及び関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること
- 対策にかかる措置に要する経費の処理方法に関すること
- その他、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること

実施体制図

設置する組織	組織の主な構成
富士河口湖町新型インフルエンザ等対策本部 (対策本部会議)	本部長；町長  副本部長；副町長、教育長  本部員；総務課長、政策企画課長、税務課長、住民課長、福祉推進課長、子育て支援課長、観光課長、都市整備課長、農林課長、環境課長、水道課長、出納室長、議会事務局長、学校教育課長、生涯学習課長、文化振興局長、教育センター長  その他本部長が指名した町職員  事務局；健康増進課、地域防災課

# 富士河口湖町新型インフルエンザ等対策本部組織体系



## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする。

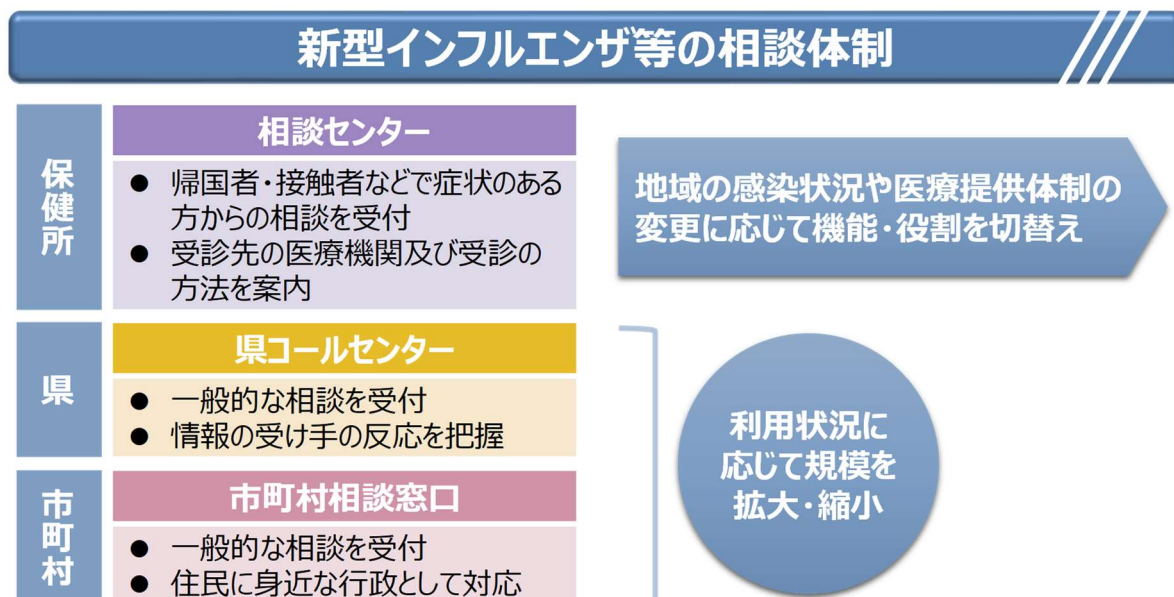
このため、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

町が行うリスクコミュニケーションは、感染症有事に備えるためにも、準備期から取り組むことが重要である。その際、感染対策を円滑に機能させるため、有効な感染対策の認知度・理解度、実践しない理由等を把握し、啓発に反映させるなど情報提供・共有に活用することが重要である。また、こうした情報へのアクセスが困難な方々に対して、適切に情報が届いているかモニタリングし、必要に応じて情報提供・共有の方法等を見直すことも重要である。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生し、報道

やSNS等で多くの情報が発信される頃から、住民からの相談が多くなることが予想される。感染症有事の際には、更に多くの相談が寄せられる可能性が高い。

このような一般的な相談は、感染症法の規定や政府行動計画、山梨県行動計画の記載を踏まえ、住民に身近な町でも応需できる体制を整えることとし、「相談窓口」を設けて対応に当たる。



### 3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有

効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

一方で、住民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

なお、まん延防止等重点措置と緊急事態措置との違いは次頁のとおりである。

## まん延防止等重点措置と緊急事態措置の比較

項目		まん延防止等重点措置	緊急事態措置
国の 公 示	県から国への 公示の要請	法的根拠あり	法的根拠なし（任意で要請することは可能）
	公示の要件	措置を集中的に実施しなければ、 感染拡大によって医療の提供に支 障が生ずるおそれ	都道府県の区域を越えて感染が拡 大・まん延しており、医療の提供に 支障が生じている都道府県がある
	チェック機能	国会報告なし	国会報告あり
県 に よ る 措 置	措置の種類  <small>主な措置を 例示</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染防止の協力要請                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定の事業者 営業時間の変更</li> <li>▶ 県民 事業者に要請した営業 時間以外の時間帯で みだりに立ち入らない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染防止の協力要請                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 特定の事業者 営業の制限</li> <li>▶ 学校、福祉（通所）施設、 遊興施設等 施設の使用制限</li> <li>▶ 県民 不要不急の外出自粛</li> </ul> </li> <li>● 医療機関に医療の提供の責務</li> <li>● 物資・電気・ガス・水・運送などの 確保</li> <li>● 緊急物資の運送</li> <li>● 埋葬・火葬の特例</li> <li>● 権利・利益の保全</li> </ul>
	強制力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要請に従わない事業者に措置を 命令</li> <li>● 要請・命令を公表</li> <li>● 命令に違反した事業者に罰則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要請に従わない事業者・施設管 理者に措置を命令</li> <li>● 要請・命令を公表</li> <li>● 命令に違反した事業者・施設管 理者に罰則</li> </ul>
	意見の聴取	● 学識経験者の意見を聴く必要	● 学識経験者の意見を聴く必要

### ○ 個人における対策

県内における発生の初期の段階から、換気、マスク着用等咳エチケット・手洗  
い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県による不要不急の外出の自粛  
要請等の周知を協力する。

#### ○ 地域・職場における対策

県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

町は、新型インフルエンザ等発生緊急事態においては、県と連携し必要に応じ、施設の使用制限の要請等について周知に協力する。

#### ○ 発生時に町が行う対応等

業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等の発生時には、接種に当たり、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

#### 【 特定接種 】

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に政府対策本部長の指示により行う予防接種であり、その対象は、次のように区分される。

区 分	対象機関・事業所等
A 医療分野	新型インフルエンザ等医療を担う医療機関
	重大・緊急医療を担う医療機関
B 国民生活・国民 経済安定分野	介護・福祉事業所
	指定公共機関の事業所
	医薬品卸売販売業、医薬品等製造業、銀行業、鉄道業、 道路旅客運送業など、指定公共機関と同類型業種の事業 所
	石油・鉱物卸売業、熱供給業など、社会インフラ型業種 の事業所
C 新型インフルエ ンザ等対策の実 施に携わる公務 員	県・市町村対策本部や保健所、地方衛生研究所*、地方 議会など、新型インフルエンザ等の発生により対応が必 要となる業務に従事する者
	警察や消防など、国民の緊急の生命保護と秩序の維持を 目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事す る者

特定接種の対象となる事業者は、平時において特定接種管理システムを通じ  
て登録することで「特定接種登録事業者」となり、上表の区分A・区分Bの事業  
所の名称・所在地や接種対象人数の情報は、厚生労働省ホームページで公表され  
る。

感染症有事の際は、国は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬  
剤感受性等）、医療提供体制、国民生活・国民経済の状況、プレパンデミックワ  
クチンの使用の可否、パンデミックワクチンの開発・供給状況を踏まえ、特定接

種の実施の要否を判断するとともに、対象者の範囲や接種順位等を決定する。

特定接種の実施が不要とされ、予防接種法第6条第3項の臨時の予防接種として住民接種を行うこともあり得るが、国は、特定接種の実施が必要と判断したときは、特定接種登録事業者に対し、E-mail で連絡するとともに、卸売販売者を通じてワクチンを直送する。特定接種登録事業者は、登録の際にあらかじめ構築した集団接種体制により予防接種に対応する。

#### 【 住民接種 】

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、国は、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- 町が実施主体となる。

- 原則として集団的接種により接種を実施する。
- 町は、国、県及び近隣市町村、医師会等の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

## 5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

県は、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、患者等若しくは濃厚接触者に対し、健康状態の報告を求め、又は自宅等から外出しないことへの協力を求める。

患者等から健康状態の報告を受けて行う健康観察は、県や県から協力を求められた町が対応するほか、外出自粛の対象となった患者等の健康観察は、外出自粛対象者への医療の提供に関する医療措置協定を締結した医療機関が、外出自粛対象者への医療の提供と併せて対応する。

自宅から外出しないことを求める対象の患者等については、県が行う要請の実効性を確保するため、患者等の状態に応じた食事又は食料品の提供、日用品の支給、介護サービスの提供など日常生活を営むために必要なものを支援するこ

とし、新型コロナの経験を踏まえ、県は、住民に身近な町に協力を求めることを基本とする。この場合においても、外出自粛対象者への医療に関する対応は、外出自粛対象者への医療の提供に関する医療措置協定を締結した医療機関が行い、症状の悪化等により入院が必要になったときは、対応できる入院医療機関につなげる。

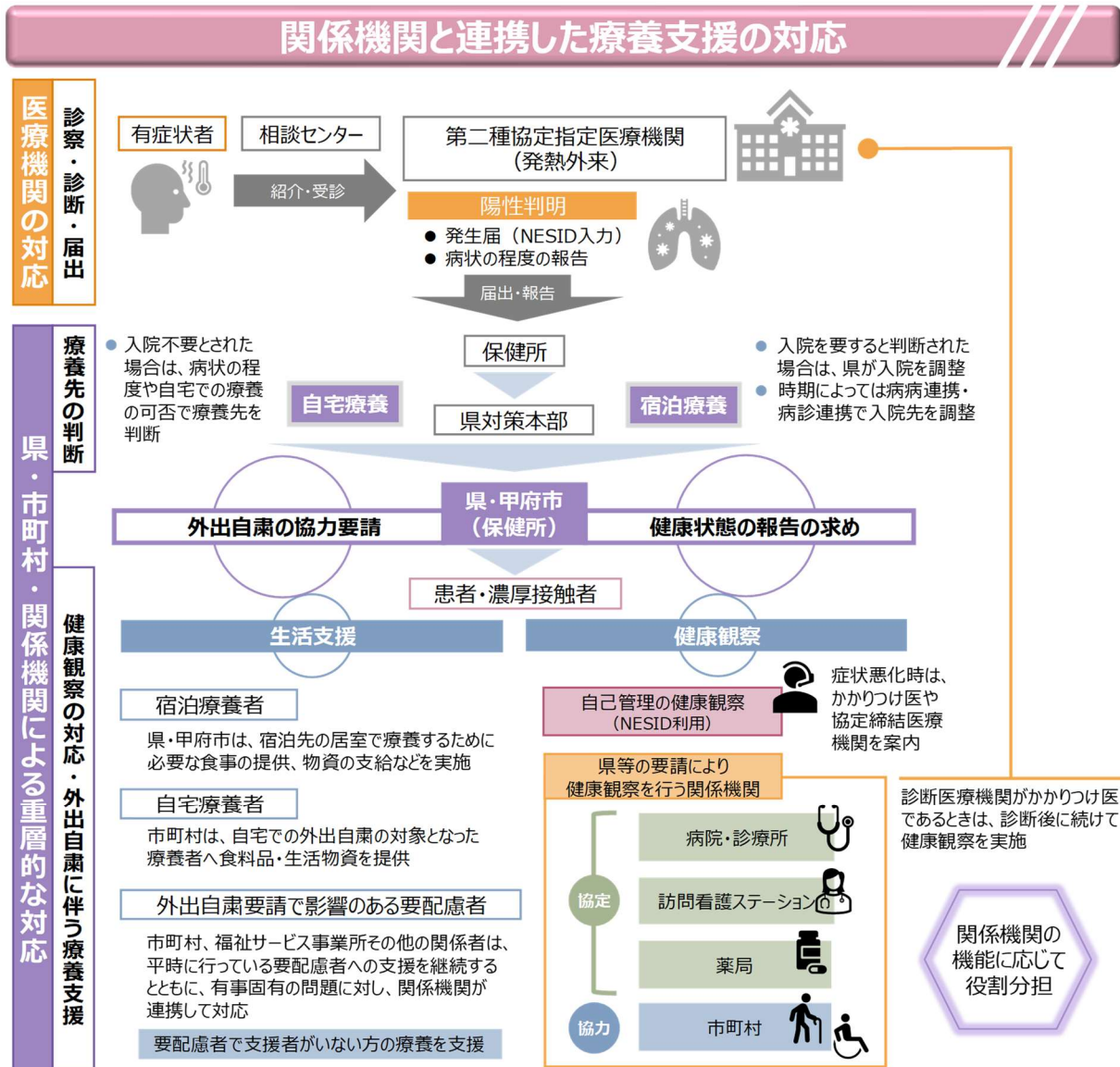
町は、独り暮らしの高齢者、妊産婦、小さなこどものいる世帯といった要配慮者の見回りなどの対応を行い、要配慮者の健康観察を行う。この場合において県は、町による支援において必要な個人情報を提供・共有する。

町は、関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は県から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健・福祉サービスなどの提供を行うほか、県と連携し、要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布を行う。

町は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。

町は、感染症の特徴（感染経路、潜伏期間、症状等）や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、新型インフルエンザ等への対応力の高まりなどを踏ま

え、感染症以外の疾患にかかる健康診断・検診や受診を控えることがないように普及啓発を行う。



## 6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそ

れがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

新型インフルエンザ等への対応に使用される感染症対策物資等には、次のものがある。

種 別	物資等の例示
医薬品	ワクチン、治療薬（解熱鎮痛薬、麻酔薬）、体外診断用医薬品（PCR検査試薬、抗原検査キット）
医療機器	人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメータ、注射針・シリンジ
個人防護具	サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋
その他の物資	消毒液、ワクチンの輸送・保管に必要な場合がある冷凍庫
上記の生産に必要な不可欠な原材料・部品	マスクの材料である不織布

## 7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に必要な準備を行う。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、住民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

<b>理 念</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関間の緊密な連携や人材の養成・確保、実践的な訓練などにより、感染症危機への対応能力を向上する。</li> <li>○感染症の特徴や病原体の性状に適切に対応できる機動的な組織体制を構築する。</li> </ul>
------------	--

<b>目 標</b>	<b>準 備 期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指揮命令系統の確立、人員の確保、業務継続計画（BCP）の実効性の確保、行動計画や業務計画の作成、変更などにより、実行性のある組織体制を整備する。</li> <li>○研修や訓練を通じて県、近隣市町村、関係機関・関係団体等の連携を強化する。</li> </ul>
	<b>初 動 期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町は、即応体制をとりつつ、初動期における対策を迅速に実施する。</li> <li>○感染症情報を迅速かつ的確に収集し、感染状況を県、近隣市町村、関係機関・関係団体等と迅速に共有する体制を構築する。</li> </ul>
	<b>対 応 期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な事態に対処するため町の組織体制を柔軟かつ機動的に見直し、県、近隣市町村、関係機関・関係団体等との連携強化により、業務の継続を相互に支援する。</li> <li>○中長期の対応も想定した持続可能な体制を構築する。</li> </ul>

## 第1節 準備期

### 1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び山梨県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康増進課)

### 1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康増進課)

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。(健康増進課)

町は、行動計画や業務継続計画（BCP）の作成・変更に当たっては、関連する他の計画と整合の取れたものとなるように配慮する。(健康増進課)

町は、緊急事態宣言の対象区域になった場合など感染症有事における業務の種類・量を把握し、当該業務を適正かつ確実に実行できる対策本部体制及びそのための規定を整備する。(健康増進課)

③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。(健康増進課)

### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

（健康増進課）

② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（健康増進課）

## 第2節 初動期

### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合や県が山梨県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（健康増進課）

② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（健康増進課、全庁）

### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（健康増進課、総務課）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

町は、自らの行動計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、人員体制を強化するため、全庁的な対応を推進する。（健康増進課、全庁）

#### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行

うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（健康増進課、関係課）

② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要が

あると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。（健康増進課、関係課）

③ 町は、新型インフルエンザ等の対応に関する情報を随時収集し、町における

対策が円滑に進むよう、県型保健所に職員（リエゾン）を派遣する。（健康増進課）

#### 3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発

行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(健康増進課、総務課)

### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手續

町は、域内に緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(健康増進課、全庁)

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。(健康増進課、全庁)

#### 3-3-2. 町体制の維持

町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を実施する。(健康増進課、総務課)

町は、国の財政支援を有効に活用することにより、対策に必要な財源を確保する。(健康増進課、総務課)

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

理 念	<p>○感染症に関する科学的根拠に基づいた情報を適時適切に発信するとともに、双方向のコミュニケーションによってリスク情報と情報に基づく対策等を共有し、住民や事業者の適切な判断・行動を促進する。</p>
-----	--

目 標	準 備 期	<p>○高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した情報提供体制を整備し、新型インフルエンザ等に対する住民等の理解を深めるため、平時から科学的根拠に基づいた分かりやすい情報の提供・共有を行う。</p> <p>○感染症による偏見・差別は許されず、受診行動を控えることによる感染症対策等の妨げにもなることの普及啓発を行う。</p>
	初 動 期	<p>○国及び県から提供された新型インフルエンザ等の特性や対策等について、準備期に整備した情報提供体制により正確かつ丁寧に情報発信し、住民等に冷静な対応等を促す。</p>
	対 応 期	<p>○各種媒体を活用し、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報発信を行う。</p> <p>○感染症対策の見直しに当たり、変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明することにより関係者の理解を深める。</p>

## 第1節 準備期

### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

#### 1-1-1. 情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きい。新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことで、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も考えられる。(健康増進課)

町は、住民等が理解しやすい情報提供を行うため、リスクコミュニケーション

等に関する研修や実践による職員の資質向上を図る。(健康増進課)

#### 1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、町長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と町の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。(健康増進課)

#### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。(健康増進課)

#### 1-2. 感染症に関する情報提供・共有

町は、情報提供・共有に当たっては、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを啓発する。(健康増進課)

町は、地域における感染拡大の起点となりやすい保育所等、学校等、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等を所管する関係部局と感染症対策部局と

が相互に連携して感染症や公衆衛生対策について関係者に分かりやすく情報提供・共有する。(健康増進課、子育て支援課、学校教育課、教育委員会)

町は、自らの情報提供・共有が住民等の有用な情報源としてその認知度・信頼度が一層向上するよう、科学的根拠に基づく情報の発信等に取り組む。(健康増進課)

### 1-3. 偏見・差別や偽・誤情報に関する啓発

町は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得るだけでなく、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げにもなることを平時から普及啓発する。

(健康増進課)

町は、平時から、科学的根拠に基づいた情報を繰り返し発信するとともに、科学的根拠が不明確な情報や偽・誤情報の拡散状況に応じ、各種媒体(We b、S N Sのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)を活用して偽・誤情報に関する注意喚起を行う。(健康増進課、政策企画課)

## 第2節 初動期

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 情報提供・共有について

町は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対

応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(健康増進課)

町は、各種媒体(We b、S N Sのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)を利用し、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策などの感染症情報を住民向けに分かりやすく発信する。(健康増進課、政策企画課)

町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。(健康増進課)

町は、準備期に検討した情報提供・共有の方策を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。(健康増進課)

町は、国が開設する国・地方公共団体等の情報等を総覧できるWe bサイトを住民等に情報提供・共有する。(健康増進課、政策企画課)

町は、国が作成した一般向けQ & Aを各種媒体(We b、S N S等のデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)で情報提供・共有する。(健康増進課、政策企画課)

町は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することも含め、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。(健康増進課)

#### 2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行う。(健康増進課)

#### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(健康増進課)

町は、国による地方公共団体向けQ & Aの配布等を機に相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見やSNSの動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。(健康増進課)

#### 2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染者やその家族、勤務先などの所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されず、法的責任を伴う場合があること、偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染症対策の妨げになることなどを発信する。(健康増進課)

町は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、その時点で得られた科学的根拠に基づいた情報を発信し、住民等が正しい情報を入手できるよう努める。(健康増進課)

町は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理し、住民に周知する。(健康増進課)

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 情報提供・共有について

町においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。(健康増進課、政策企画課)

町は、各種媒体(We b、SNSのデジタル媒体やリーフレット等の非デジタル媒体等)により情報提供・共有を図る。(健康増進課、政策企画課)

町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方に適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を実施する。(健康増進課)

町は、業界団体等を通じた情報提供・共有を図る。(健康増進課)

町は、国が開設する国、地方公共団体等の情報等を総覧できるWebサイトを住民等に情報提供・共有する。(健康増進課)

町は、新たな感染症の特性や国内外における発生状況、感染対策といった感染症情報を住民等に分かりやすく発信する。(健康増進課)

町は、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することから、感染拡大防止のための行動変容に資する啓発を進め、冷静な対応を促すメッセージを発出する。(健康増進課)

### 3-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがある。(健康増進課)

### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(健康増進課)

町は、国が作成・改訂した一般向けQ & AをHP等で情報提供するとともに、相談窓口等の体制を強化する。(健康増進課)

町は、コールセンター等に寄せられた意見等やSNSの動向などを通じて住

民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づく  
リスクコミュニケーションを実施する。(健康増進課)

### 3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、偏見・差別等は許されるものではなく法的責任を伴う場合があること、  
偏見・差別等を恐れて受診行動を控えることが感染対策の妨げになることなど  
について情報提供・共有を図る。(健康増進課)

町は、科学的根拠が不明確な情報、偽・誤情報の拡散状況を踏まえつつ、科学的  
根拠に基づいた情報を発信し、住民等が正しい情報を入手できるよう対処す  
る。(健康増進課)

町は、偏見・差別等に関する県、国、NPO等の相談窓口に関する情報を整理  
し、住民に周知する。(健康増進課)

町は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS等のプラットフォーム  
事業者に対して必要な協力・要請等を実施する。(健康増進課)

### 3-4. リスクコミュニケーションを活用した説明

町は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知  
見しか把握していない場合は、その旨を含め、県が行う感染対策等の根拠を丁寧  
に説明する。(健康増進課)

町は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評

価や影響の大きい年齢層に応じて、措置の強度等が異なることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明する。(健康増進課)

町は、特に影響の大きい年齢層を重点的に、リスク情報及びリスク情報に基づく対策等について、理解・協力を得るため丁寧に説明し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを図る。(健康増進課)

町は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、町民・関係者に対し丁寧に説明する。(健康増進課)

町は、順次広報体制を縮小する。(健康増進課)

### 第3章 まん延防止

理 念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化する。</li> <li>○感染症の特徴及び病原体の性状の変化並びにワクチンや治療薬・治療法の開発・普及等の状況の変化に応じ、まん延防止対策の見直しを柔軟かつ機動的に行う。</li> </ul>
-----	--

目 標	準 備 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まん延防止対策を実施するための体制を平時から整備し、まん延防止対策について住民・事業者等の理解の増進を図る。</li> </ul>
	初 動 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務継続計画に基づく対応の準備をする</li> <li>○特措法に基づくまん延防止対策の実施に向けた準備を進める。</li> </ul>
	対 応 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の感染状況や医療のひっ迫状況を踏まえたまん延防止対策を実施することにより、新型インフルエンザ等の感染拡大防止を図る。</li> <li>○時期に応じて住民生活及び社会経済活動に与える影響も踏まえ、感染拡大防止とのバランスを考慮して、とるべき対策を決定する。</li> </ul>

## 第1節 準備期

### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康増進課)

### 1-2. まん延防止対策を実施するための体制整備

町は、地域のまん延防止対策を推進する立場から、感染症有事においても業務を継続することができるよう、業務継続計画（BCP）を適宜更新する。(健康増進課)

## 第2節 初動期

### 2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(健康増進課)

### 第3節 対応期

#### 3-1. 事業者や学校等に対する要請等

町は、まん延防止のために必要な措置によって影響を受けた事業者を支援するため、財政上の措置やその他の必要な措置を講ずることを検討する。その際には、国の予算措置の状況を踏まえ、国庫支出金を活用することや、他事業者との公平性の観点や円滑な執行等が行われることなどに留意する。(健康増進課、総務課)

町は、通所介護事業所等が休業する場合には、自宅での家族等による付き添いのほか、サービスの利用を継続する必要がある要介護者等については訪問介護等を活用した対応を検討する。(健康増進課)

## 第4章 ワクチン

理 念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐこととて、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める</li> <li>○ 予防接種を希望する方に確実に提供できる体制を確保する。</li> <li>○ 予防接種の有効性や安全性に関する住民や医療関係者の理解を深める。</li> </ul>
-----	---

目 標	準 備 期	○感染症有事において予防接種を円滑に実施できるよう接種体制の構築に必要な準備を進める。
	初 動 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防接種に必要な医療従事者、接種会場等を確保する。</li> <li>○新型インフルエンザ等のワクチンに関する情報を医療機関、住民等に迅速に提供・共有を行う。</li> </ul>
	対 応 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○準備期、初動期に構築した接種体制に基づき、予防接種を受ける機会を確保する。</li> <li>○ワクチンの有効性・安全性及び健康被害に対する救済措置に関する情報を医療機関、住民等に周知する。</li> </ul>

## 第1節 準備期

### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、国が推進する予防接種事務のデジタル化等の状況を踏まえながら、平時から医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に向けた検討を行う。(健康増進課)

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康増進課)

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 (S・M・L)
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膿盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 聴診器
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> ペンライト

<p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> <li>・ A E D</li> </ul>	<p>【文房具類】</p>
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<p>【会場設営物品】</p>
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## 1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内

の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康増進課)

### 1-3. 接種体制の構築

#### 1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康増進課)

#### 1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康増進課)

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(健康増進課)
- ③ 町は、特定接種の対象となる国民生活・国民経済安定分野の事業者(町が所

管する事業者)による登録申請を当該事業者に周知する。(健康増進課)

④ 町は、国からの要請に基づき、特定接種登録事業者に対し、接種体制を円滑に構築するために必要な事項を周知する。(健康増進課)

⑤ 町は、特定接種登録事業者による業務(事業)継続計画(BCP)の作成を支援する。(健康増進課)

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。(健康増進課)

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康増進課)

α 町は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。(健康増進課)

- i 接種対象者数
  - ii 地方公共団体の人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、学校等）及び運営方法の策定
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。（健康増進課、福祉推進課）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 <sup>※</sup>	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合その保護者を接種対象者として試算する。

c 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種、個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく。（健康増進課）

d 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるように配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等が運営を行うことも検討する。（健康増進課）

（イ） 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能に

するよう取組を進める。(健康増進課)

(ウ) 町は、速やかに接種できるように、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康増進課、学校教育課、教育委員会)

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「V a c c i n e H e s i t a n c y (ワクチン忌避、予防接種への躊躇)」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。(健康増進課、学校教育課、子育て支援課)

##### 1-4-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を

行うこととなり、県は、こうした町の取組を支援する。(健康増進課)

#### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には市町村労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。(健康増進課、学校教育課、教育委員会)

#### 1-5. DXの推進

① 町は、町が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(健康増進課)

② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登

録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

(健康増進課、子育て支援課)

③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等の mismatch が生じないように環境整備に取り組む。(健康増進課、子育て支援課)

## 第2節 初動期

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(健康増進課)

#### 2-1-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康増進課)

#### 2-1-3. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び町は、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康増進課)

#### 2-1-4. 住民接種

① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康増進課)

② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(健康増進課、総務課)

③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務

所、介護保険担当、障害福祉担当と町介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

（健康増進課、福祉推進課）

④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康増進課）

⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。

その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じて、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（健康増進課）

⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師

会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(健康増進課、福祉推進課)

⑦ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。(健康増進課)

⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おく(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。(健康増進課)

⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショック

やけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(健康増進課)

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品	<b>【文房具類】</b>
を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
・ 輸液セット	<b>【会場設営物品】</b>
・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード

<p>・ A E D</p>	<p><input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</p> <p><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/>耐冷手袋等</p>
----------------	---

⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（健康増進課）

⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康増進課）

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等

に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。

(健康増進課)

② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康増進課)

③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。(健康増進課)

④ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。(健康増進課)

### 3-2. 接種体制

① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康増進課)

② 町及び医療機関は、居住する市町村以外においても予防接種が可能となる

よう、全国の医療機関や市町村、都道府県が締結する集合的な契約に参加する。(健康増進課)

- ③ 町及び県は、変異株の出現により追加接種が必要な場合においても混乱なく円滑に接種が進められるよう国と連携して接種体制を継続的に整備する。

(健康増進課)

### 3-2-1. 特定接種

#### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課)

### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康増進課)
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(健康増

進課)

③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（健康増進課）

④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（健康増進課）

⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。（健康増進課）

⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康増進課、福祉推進課）

### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康増進課)
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(健康増進課)
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。(健康増進課、政策企画課)

### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康増進課)

### 3-2-2-4. 接種記録の管理

国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防

止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康増進課)

### 3-3. 健康被害救済

① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。(健康増進課)

② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。(健康増進課)

③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康増進課)

### 3-4. 情報提供・共有

① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(健康増進課、政策企画課)

② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。(健康増進課)

③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(健康増進課、政策企画課)

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(健康増進課)

#### 3-4-2. 住民接種に係る対応

① 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(健康増進課)

② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。(健康増進課)

a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。(健康増進課、政策企画課)

a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5章 保健

理 念	○県と協力し、患者等の健康観察を行い、住民の生命及び健康を守る。
-----	----------------------------------

目 標	準 備 期	○情報提供体制や感染症有事における医療提供体制を周知する。
	初 動 期	○県、町、関係機関の役割分担を確認する。 ○県が設置する相談センターを周知する。
	対 応 期	○町は、県及び近隣市町村、関係機関と相互に連携して患者等の健康観察、療養支援等を行う。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 医療提供の体制の周知

町は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、平時から救急車の適正利用を促進する。(健康増進課)

## 第2節 初動期

### 2-1. 医療提供の体制の周知

町は、症例定義に当てはまる有症状者等が相談センターに相談することが新型コロナウイルス感染症等の発生予防及びまん延防止のために重要であることを踏まえ、住民等に対し、新型コロナウイルス感染症等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、県が保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。(健康増進課)

町は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。(健康増進課)

## 第3節 対応期

### 3-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。(健康増進課)
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメータ等の物品の支給に協力する。(健康増進課)

### 3-2. 医療提供の体制の周知

町は、引き続き、感染したおそれのある者は、県で設置した相談センターに相談するよう周知する。(健康増進課)

町は、感染症有事における救急医療のひっ迫を回避するため、症状が軽微な場合には救急車両の利用を控えることや#7119・#8000を利用することなど、救急車の適正利用を促進する。(健康増進課)

### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の対応

町は、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点を県や県の専門家の知見を活用し、町民・関係者に対し丁寧に説明する。(健康増進課)

## 第6章 物資

<b>理 念</b>	○感染症対策物資等の備蓄を平時から進め、必要数量の感染症対策物資等を感染症有事に確保することで、感染症危機への対応力を高める。
------------	---

<b>目 標</b>	<b>準 備 期</b>	○町は、行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
	<b>対 応 期</b>	○医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄、配置状況等を随時確認する。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

① 町は、行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

② 消防機関は、国及び都道府県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(地

域防災課)

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）  
第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健  
康増進課、地域防災課）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資又は資材が  
不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めると  
きは、町は県に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよ  
う要請する。（健康増進課）

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

<b>理 念</b>	<p>○感染症危機が住民の生活・経済に大きな影響を及ぼすことを念頭に、感染対策と住民の生活・経済との両立を図る。</p>
------------	--

<b>目 標</b>	<b>準 備 期</b>	<p>○町は、関係機関との連携や内部担当間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。</p> <p>○町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。</p>
	<b>初 動 期</b>	<p>○新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者や住民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。</p> <p>○新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び社会経済活動の安定を確保する。</p>
	<b>対 応 期</b>	<p>○まん延の防止に関する措置により生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策を実施する。</p> <p>○関係機関が計画に基づき事業を継続し、行政がこれを支援することにより、感染対策と社会経済活動の両立を図る。</p>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(健康増進課、関係課)

## 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(健康増進課)

町は、指定地方公共機関以外の事業者の事業(業務)継続計画(BCP)の策定を推進するため、その策定を目指す事業者を支援する。その際、法令等により策定が義務付けられている場合は、記載すべき事項を満たすよう助言することとし、一般の事業者が策定するBCPは、事業継続力強化計画(簡易版BCP)を含むものとして取り扱うことに留意する。(健康増進課)

## 1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康増進課、地域防災課)

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健

康増進課)

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康増進課、福祉推進課）

#### 1-5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当等の関係機関との調整を行うものとする。（健康増進課、住民課）

### 第2節 初動期

#### 2-1. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康増進課、地域防災課、住民課）

### 第3節 対応期

#### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康増進課、福祉推進課、子育て支援課）

### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康増進課、福祉推進課）

### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（健康増進課、学校教育課、教育委員会）

### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要

請を行う。(健康増進課)

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(健康増進課)

③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(健康増進課)

④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他の法令の規定に基づく町が実施すべきとされる措置その他適切な措置を講ずる。(健康増進課)

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(健康増進課、住民課)

② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(健康増進課、住民課)

③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力をを行う。(健康増進課、住民課)

④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康増進課、地域防災課)

⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(健康増進課)

⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(健康増進課)

⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(健康増進課、住民課)

### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(健康増進課)

### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(健康増進課、水道課)

